

## 福利厚生委員会だより

### ■ 11月25日の平成26年度会員研修について

担当理事 井上美代

- 久御山町立中央公民館「健康に関する研修」
- 京都新阪急ホテル 昼食（バイキング）
- 東福寺、紅葉 散策
- 長岡京市、サントリー京都ビール工場見学と試飲

山根光子先生の講習はユーモアたっぷりで、大変有意義な内容でしたので、今後会員がどれだけ生活や仕事などに有効活用していただけるか楽しみです。

研修終了後、京都新阪急ホテルに移動し、和洋食バイキングの昼食となりました。午後には、東福寺の紅葉の散策へ。日頃はあまり付き合いのな

いメンバーでも大いに語り合いシルバーの中の風通しをよくすることも大切なことだと思います。また一生懸命働きうまく遊ぶ、これが生活にとって大変重要なことなのです。今回は英気を養って親睦を深めるだけではなく健康管理の方法を学び、また各地を見学することができました。

（裏表紙に記念写真を掲載）

## 配分金等の確定申告について

センターから受け取られた配分金等は、税法上は、雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合は所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がありますので、自主的に申告して下さい。

### 1.配分金等収入のみの会員

103万円を超える配分金等収入がある場合

### 2.配分金等収入等の他に年金収入がある会員

(年間配分金等収入－配分金控除65万円)＋(公的年金等の収入額－公的年金等控除「下表参照」)

－基礎控除38万円－その他所得控除「扶養など」=課税対象所得額がある場合

(注1)公的年金等の控除額は次のとおり。

65歳未満会員(昭和25年1月2日以降生まれ)		65歳以上会員(昭和25年1月1日以前生まれ)	
公的年金等の収入額	公的年金等の控除額	公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
130万円未満	70万円	330万円未満	120万円
130万円以上410万円未満	年金収入×25%＋37.5万円	330万円以上410万円未満	年金収入×25%＋37.5万円
410万円以上770万円未満	年金収入×15%＋78.5万円	410万円以上770万円未満	年金収入×15%＋78.5万円
770万円以上	年金収入×5%＋155.5万円	770万円以上	年金収入×5%＋155.5万円

(注2)確定申告についての詳しいことは最寄の税務署にお問い合わせください。

◆公的年金の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなくてもよくなりましたが、市町村民税の申告は必要です。

### あなたもシルバーを利用してみませんか

シルバー人材センターへ仕事を依頼した場合の利用料金は、859円/1時間あたりが基本料金(軽作業の場合)です。

右記のようなことで人手が必要になったときは、まずは事務局へご相談ください。仕事の詳細をお聞きした上でお見積もりします。

- ・パソコン操作の相談等
- ・家の簡単な大作業
- ・庭木の手入れ(剪定・肥料やり)
- ・ふすまや障子、網戸の張替え
- ・田畑や空き地の草刈
- ・庭の草引き
- ・庭木の水やり
- ・子どもの送迎(徒歩もしくはタクシー利用)
- ・毛筆等での宛名書きや賞状書き
- ・一般事務の手伝い
- ・建物管理
- ・駐車場管理
- ・屋内外の清掃
- ・家事の手助け
- ・チラシの配布